

各業務における提出書類（案）

各業務における提出書類は、関連法令や各種基準類（共通仕様書その他）、事業契約等において定める書類のほか、以下に示す書類を提出すること。

また、市が必要と判断する場合は、追加の書類の提出を求める場合がある。

業務	提出書類	提出・承認期日	備考
統括管理業務	統括管理業務責任者届	基本契約締結後速やかに	
	統括管理業務責任者経歴書		
	代表企業と統括管理業務責任者との直接雇用関係を証する資料		
	統括管理業務責任者変更届	変更する2か月前まで	
	統括管理業務計画書【長期】	統括管理業務責任者配置日から1か月以内	
	統括管理業務計画書【年度】	当該年度の統括管理業務開始日の1か月前まで	
	統括管理業務報告書【月次】	当該月の翌月10日まで	
	統括管理業務報告書【年度】	当該年度の統括管理業務終了日の翌月20日まで	
	本事業に関する財務状況が確認できる書類【半期】	作成後速やかに	
	本事業に関する財務状況が確認できる書類【通期】	当該年度終了日より2か月以内	
	要求水準確認計画書【統括管理業務】	統括管理業務着手後速やかに	
	要求水準確認報告書【統括管理業務】	当該月の統括管理業務終了日の翌月10日まで	
設計業務	設計業務計画書	設計着手前まで	
	設計業務責任者届	設計業務委託契約締結後速やかに	
	設計業務責任者経歴書		
	要求水準確認計画書【設計業務】	設計業務着手後速やかに	
	要求水準確認報告書【設計業務】	セルフモニタリング終了後速やかに	
	コスト管理表	基本設計着手時・終了時 実施設計途中段階・終了時	
建設業務	建設業務責任者届	建設工事請負契約締結後速やかに	
	建設業務責任者経歴書		
	要求水準確認計画書【建設業務】	建設業務着手後速やかに	
	要求水準確認報告書【建設業務】	セルフモニタリング終了後速やかに	
	コスト管理表	工事途中段階・工事完了時	
維持管理運営業務	開業準備業務責任者届	開業準備業務開始3か月前まで	
	開業準備業務責任者経歴書		
	維持管理業務責任者届	維持管理業務開始3か月前まで	
	維持管理業務責任者経歴書		
	維持管理業務企業と維持管理業務責任者との直接雇用関係を証する資料		

業務	提出書類	提出・承認期日	備考
維持管理 運營業務	運營業務責任者届	運營業務開始 3 か月前まで	
	運營業務責任者経歴書		
	運營業務企業と運營業務責任者との直接雇用関係を証する資料		
	開業準備業務責任者変更届	変更する 2 か月前まで	
	維持管理業務責任者変更届	変更する 2 か月前まで	
	運營業務責任者変更届	変更する 2 か月前まで	
	開業準備計画書	開業準備業務開始日の 3 か月前まで	
	要求水準確認計画書【開業準備業務】	開業準備業務着手日まで	
	維持管理業務計画書【長期】	維持管理業務開始日の 3 か月前まで	
	長期修繕計画	維持管理業務開始日の 3 か月前まで	
	長期修繕計画（見直し後）	当該年度終了後速やかに	
	維持管理業務計画書【年度】	当該年度の維持管理業務開始日の 1 か月前まで	
	要求水準確認計画書【維持管理業務】	維持管理業務着手日まで	
	運營業務計画書【長期】	運營業務開始日の 3 か月前まで	
	運營業務計画書【年度】	当該年度の運營業務開始日の 1 か月前まで	
	運營業務計画書【臨時イベント】	当該イベント開催日の 1 か月前まで	
	要求水準確認計画書【運營業務】	運營業務着手日まで	
	開業準備業務報告書	開業準備業務終了後 1 か月以内	
	要求水準確認報告書【開業準備業務】	当該月の開業準備業務終了日の翌月 10 日まで	
	維持管理業務報告書【月次】	当該月の維持管理業務終了日の翌月 10 日まで	
	維持管理業務報告書【年度】	当該年度の維持管理業務終了日の翌月 20 日まで	
	要求水準確認報告書【維持管理業務】	当該月の維持管理業務終了日の翌月 10 日まで	
	修繕報告書	備品台帳に掲載した備品の修繕実施月の翌月 10 日まで	
	運營業務報告書【月次】	当該月の運營業務終了日の翌月 10 日まで	
	運營業務報告書【年度】	当該年度の運營業務終了日の翌月 20 日まで	
	要求水準確認報告書【運營業務】	当該月の運營業務終了日の翌月 10 日まで	
	明け渡し計画書	事業期間終了日の 2 年前まで	
	要求水準確認報告書【事業期間終了時】	事業期間終了日の 1 年前まで	
	維持管理業務及び運營業務を適切に実施するための各種マニュアル	維持管理運營業務開始日の 3 か月前まで	
	事業継続計画（BCP）	維持管理運營業務開始日の 3 か月前まで	

業務	提出書類	提出・承認期日	備考
維持管理 運營業務	ウェブアクセシビリティ取組確認・評価シート	毎年、市が指定する日まで	
	達成基準チェックリスト	毎年、市が指定する日まで	みんなのアクセシビリティ評価ツール 「miChecker」を活用
	オープニングイベント開催計画	開業準備業務開始後速やかに	

以上